

TOPICS

平成23年
1月から

新しい景観まちづくり計画を 施行します

○景観形成のルール統一

長浜市は、平成20年1月に「景観行政団体」となり、同年3月に「長浜市景観まちづくり計画」と「長浜市景観条例」を施行し、長浜にふさわしい良好な景観づくりに努めています。

平成22年1月の市町合併後は、経過措置として、旧長浜市域と旧6町区域にはそれぞれ異なる景観形成のルール（建築物の高さや色彩等の基準）を適用していましたが、このたびパブリックコメントなどを経て、このルールを統一しました。

平成23年1月1日から、市全域を対象区域として、新しいルールで景観づくりを進めます。

○景観形成重点区域の設定

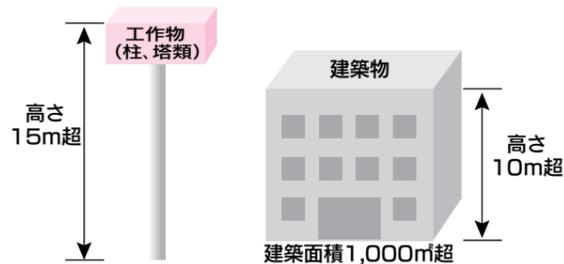
市民の誇りとなる優れた景観が見られる地域や、風格のある良好な景観を創造する地域などは、景観形成重点区域に指定し、よりきめ細かなルールを定めています。新たに指定した「やわた夢生小路」を含む9区域があります。

- ・琵琶湖沿岸
- ・国道365号沿道（木之本・余呉地区除く）
- ・姉川沿い
- ・ながはま御坊表参道
- ・博物館通り
- ・北国街道（長浜地区）
- ・ゆう壺番街
- ・大手門通り
- ・（新）やわた夢生小路



○事前の届出が必要（対象は市内全域）

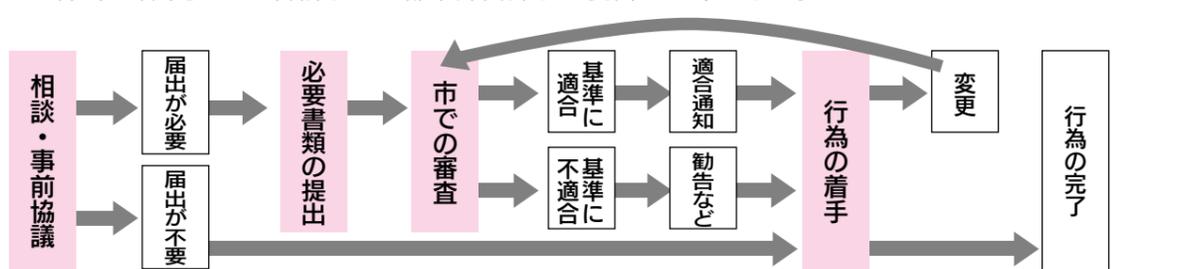
自然景観やまちなみなどの周囲の環境との調和を図るため、一定規模を超える建築物や工作物を新築、増改築等する場合には、景観形成のルールに適合しているか確認するため、あらかじめ市に届出をしてください。



※景観形成重点区域では、より小規模な行為から届出が必要です。
※このほか、建築物等の改修や外壁の塗替え、開発行為、木竹の伐採等について、届出が必要な場合があります。

○届出の方法

届出は「行為の着手」の30日前までに都市計画課まで提出してください。



詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.nagahama.shiga.jp>) をご覧ください。

問 都市計画課 (☎65-6562)

TOPICS

募集締切
1月11日(火)~
2月11日(金)

過疎地域自立促進計画を策定中 ～計画案に皆さんのご意見を～

市では、現在、「長浜市過疎地域自立促進計画」の策定を進めています。このたび、計画案を作成しましたので、市民の皆さんから広くご意見を募集します。

○計画の趣旨

合併前の旧余呉町は、平成2年に国から過疎地域に指定され、様々な過疎対策事業に取り組んできました。

平成22年4月に過疎地域自立促進特別措置法が6年間延長され、新たに合併後の長浜市において、旧余呉町の区域を対象として、法律延長の期間に係る「長浜市過疎地域自立促進計画」を策定することとなりました。計画に掲載された事業を実施する場合には、特別交付税等の財政上の特別措置などを受けることができます。

このたび、計画案を作成いたしましたので、市民の皆さんから広くご意見をいただくものです。



【閲覧場所】

新市政推進戦略課、各支所市政情報コーナー
市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp>

【提出方法】

任意の様式に、住所、氏名、連絡先電話番号を明記し、各窓口を持参、郵送、FAXまたはEメールで提出ください。（※電話での聞き取りは行いません。）

【提出・問合せ先】

〒526-8501 長浜市高田町12番34号
長浜市役所 新市政推進戦略課 (☎65-6505、FAX63-4111、Eメール:senryaku@city.nagahama.lg.jp)

特定健康診査等実施計画の改定案にご意見を ～特定健康診査及び特定保健指導を効果的にすすめていくために～

募集期間
1月1日(土)~
1月31日(月)

平成20年度から始まった特定健康診査及び特定保健指導について、平成22年1月1日の1市6町合併に伴い事業の目標数値並びに実施体制等の見直しを行いました。健康の維持は生活の基礎となるものです。特定健康診査及び特定保健指導を効果的にすすめていくために広く市民に意見を求めるものです。

【主な改正点】

- ①合併に伴う目標数値の見直し
・被保険者数の増加に伴う目標受診者数等の増

特定健康診査受診者数（計画から抜粋）

		H20	H21	H22	H23	H24
特定健診	見込	14,253	19,704	19,665	19,627	19,589
対象者(人)	実績	12,332	19,868			
特定健診	目標	25.0	35.0	45.0	55.0	65.0
受診率(%)	実績	25.6	28.3			
特定健診	目標	3,563	6,896	8,849	10,795	12,733
受診者数(人)	実績	3,157	5,631			

※H20実績は、法定報告確定値。H21実績は、法定報告速報値。

- ②平成20・21年度の実績による実施体制の見直し
・市域の拡大による健診実施体制の見直し
・保健指導対象者に合わせた特定保健指導の柔軟かつ効果的な実施
・地域ぐるみでの啓発の実施など

【閲覧場所】

保険医療課、健康推進課、各支所福祉生活課、
市ホームページ <http://www.city.nagahama.shiga.jp>

【提出方法】

任意の様式に、住所、氏名、連絡先電話番号を明記し、各窓口を持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかで提出ください。

【提出・お問合せ先】

〒526-8501 長浜市高田町12番34号
長浜市役所 保険医療課 (☎65-6512、FAX65-4006、Eメール:hoken@city.nagahama.lg.jp)

「特定健康診査等実施計画」とは・・・

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の国民健康保険被保険者に対し、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査並びに保健指導を行い、被保険者の健康維持や重症化の防止を図ることで、医療費の削減を目指すための計画です。